

令和8年3月31日訓令第7号

古平町サイバーセキュリティを確保するための方針

地方自治法第244条の6第1項におけるサイバーセキュリティを確保するための方針等として、古平町情報セキュリティポリシーで規定する「古平町情報セキュリティ基本方針」を、本町、町議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員にて共有し、「古平町サイバーセキュリティを確保するための方針」として位置づけることで、さらなるサイバーセキュリティの確保に努める。